

Global Classrooms



グローバル・クラスルーム日本協会 報告書



第 16 回全日本高校模擬国連大会

2022 年 11 月



一般社団法人グローバル・クラスルーム日本協会

Japan Council for Global Classrooms

【主催】

グローバル・クラスルーム日本協会

【後援】

外務省

文部科学省

国連広報センター

【協賛】

株式会社公文教育研究会



【助成】

公益財団法人公文国際奨学財団

【協力】

理想科学工業株式会社



【メディアパートナー】

The Japan Times

the japan times

目次

はじめに	4
グローバル・クラスルーム日本協会	5
大会概要	6
大会日程	7
会議報告	8
担当国一覧	19
基調講演	22
グローバル・クラスルーム日本協会会員名簿	23
お問い合わせ	24



はじめに

この度、第16回全日本高校模擬国連大会の報告書を皆様にお届けできる運びとなりました。2022年11月12日・13日に開催した本大会は、多くの皆様に支えられ、盛会のうちに幕を閉じることができました。グローバル・クラスルーム日本協会を代表して、参加者並びにご支援・ご協力を賜りました皆様に厚く御礼申し上げます。

グローバル・クラスルーム日本協会は、「豊かな国際感覚と社会性を有し、未来の国際社会に指導的立場から貢献できる人材の育成と輩出」を目指し、日本における全国規模の高校模擬国連の大会を開催しています。今年で16回目を数える本大会への応募は173校の267チームにのぼり、高校模擬国連活動への関心の高さを改めて感じております。グローバル・クラスルーム日本協会は、今後も模擬国連活動のさらなる普及と発展によって、より多くの高校生に価値のある経験を提供し続ける所存です。

2日間の大会期間中、参加者は「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」という難しい議題に果敢に取り組み、見事に「大使」を演じておりました。本大会は、模擬国連会議であり扱われることのない多国籍企業について扱われたこと、新型コロナウイルス感染症が与えた影響、社会保障、プライバシーの権利などの面白いトピックを掛け合わせて行われたことなど、例年に比べて複雑で難易度の高い議題であったように感じます。しかしながら、大会に向けた入念なリサーチや会議での大使とのディスカッションを通して参加者にとってこの大会が忘れられないものとなったならば、大会を企画運営してきたものの一人としてこれ以上の喜びはありません。

私は、模擬国連活動の魅力のひとつに、本質が見極められるようになることがあると考えます。担当国のリサーチを進め議題を理解していくうちに、会議監督がなぜこの国を担当国として設定したのか、自国が会議でどのような役割を与えられているかがわかるようになります。さらには、一模擬国連会議の範疇を超えて、国際問題に対して深い理解を手に入れることができ、将来の活躍につながる重要な教育機会にもなると考えております。皆様がこの2日間の経験を通して、社会に変革をもたらし、将来より一層活躍の場を広げ国際的な舞台上で活躍されることを、グローバル・クラスルーム日本協会会員一同、大変楽しみにしております。

本報告書が、日本における模擬国連活動のさらなる普及と発展の一助になることを願っております。今後ともグローバル・クラスルーム日本協会の活動にご支援・ご協力いただければ幸いです。

最後に改めて、本大会に温かいご支援・ご協力をくださいました全ての皆様に、心より御礼申し上げます。

グローバル・クラスルーム日本協会 事務総長
高田陽一郎



グローバル・クラスルーム日本協会

グローバル・クラスルーム日本協会は、高校模擬国連活動の普及と発展を目指し、全日本高校模擬国連大会の開催、高校模擬国連国際大会への派遣支援及び全国に模擬国連活動を普及する事業を実施している団体です。元々はグローバル・クラスルーム日本委員会という任意団体にて活動を行っていましたが、2021年8月に法人設立登記をし、一般社団法人として事業を展開していくこととなりました。私たちは、「国際連合及び国際関係に関する研究と国際問題の正確な理解又その解決策の探求を促進するとともに、豊かな国際感覚と社会性を有し未来の国際社会に指導的立場から大いに貢献できる人材を育成し輩出する。」という理念に基づいて、高校模擬国連に係る諸活動を展開しています。

2007年、弊協会の前身たるグローバル・クラスルーム日本委員会が日本で初めて高校模擬国連国際大会への日本代表団の派遣支援を行ったことから、日本の高校模擬国連活動が本格的にスタートしました。それ以降、全日本高校模擬国連大会を毎年開催し、同大会で優秀な成果を残した生徒の高校模擬国連国際大会への派遣支援を続けています。

大会概要

【大会名称】

第 16 回全日本高校模擬国連大会

(英語名：The 16th All Japan High School Model UN Conference)

【開催期間】

・予選会

2022 年 9 月 17 日 (土)、18 日 (日)、24 日 (土)、25 日 (日)

・本選

2022 年 11 月 12 日(土)、13 日(日)

【募集期間】

2022 年 7 月 15 日(金)~7 月 31 日(日)

【応募数】

173 校 267 チーム

【設定会議】

・予選会

議場：United Nations General Assembly 2nd Committee (Economic and Financial Committee)

議題：International Migration and Development

使用言語：(公式 / 非公式 / 文書) 英 / 日 / 英

・本選

議場：International Labour Organization Governing Body

議題：Tripartite declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy

使用言語：(公式 / 非公式 / 文書) 英 / 日 / 英

【会場】

・予選会

オンライン (Zoom)

・本選

国際連合大学 (東京都渋谷区)

【本選参加数】

65 校 80 チーム

【参加費】

申込みに際し 1 チーム 3000 円

予選を通過したチームは追加で 1 チーム 7000 円

【優秀者特典】 2023 年 5 月に米国ニューヨークで開催される高校模擬国連国際大会への日本代表団としての参加資格を授与

大会日程

今年度は2つの議場（A議場、B議場）での開催となりました。

《A議場スケジュール》

	11月12日(土)		11月13日(日)
	集合・受付開始	9:50	集合
10:00	開会式	10:10	2nd Session
11:00	各種説明		
11:30	昼食	12:10	昼食
13:00	1st Session	13:10	3rd Session
		16:10	Review
		16:40	閉会式
18:00	解散	17:10	解散

《B議場スケジュール》

	11月12日(土)		11月13日(日)
	集合・受付開始	9:40	集合
10:10	開会式	10:00	2nd Session
11:10	各種説明		
11:40	昼食	12:00	昼食
12:40	1st Session	13:00	3rd Session
		16:00	Review
		16:30	閉会式
17:40	解散	17:00	解散

*A議場は11月12日にレセプション・ホール、11月13日にエリザベス・ローズ国際会議場にて、B議場は11月12日にエリザベス・ローズ国際会議場、11月13日にレセプション・ホールにて実施しました。

会議報告

予選会

第16回全日本高校模擬国連大会・予選会 総会議監督 田部井淳志

1. 議題設定

本年度初めての試みとなる予選会の議題に設定したのは「国際移住と開発」です。国際連合総会の第2委員会での議論を模擬していただきました。この議題に関する議論は古く、グローバル化が進むにつれて何度も繰り返し扱われてきました。

基本的には移民のもたらすポジティブな効果を最大限に引き出し、各国の開発・発展を支えられるような国際的な枠組みを整えることを目的として行われる本議題に関する議論ですが、新型コロナウイルス感染症の流行により事態はその様相を変えていきます。以前から議論されている「非正規移民への対応」の他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を助長しかねない国際移住の制限なども議論にあがります。今回はそのような事態の中で「コロナ禍における移民の権利」を論点として扱いました。新型コロナウイルス感染症の流行によって理不尽な差別にあう移民や、十分な医療を受けられない移民の人権保護が焦点となってくる論点です。また、それに加えて「非正規移民への対応」についても、新型コロナウイルス感染症の流行という背景を考慮に入れた上での対応が必要とされていることを踏まえ、扱う論点に加えました。

本会議において参加していた国々は、人権に対する捉え方、移民への（従来の）対応、新型コロナウイルス感染症への対応の全ての点において相異なっていました。そのため、そもそも議論する土台が整っていない中で合意を目指すという、比較的難易度の高い会議設計となりました。

本会議を通して、グローバル化する社会に新型コロナウイルス感染症が与えた影響や、国際社会に現在数億人存在している移民について参加者の皆さんが考える機会を持てただけなのであれば幸いです。

2. 会議経過

予選会は4日程・3議場ずつの12議場に分けて行われました。オンラインでの開催でしたが、全国から266チームの参加者が集まり、各議場22～23か国での会議となりました。ここでは、紙幅の都合上12議場のそれぞれについてではなく、各議場に共通して多く見られた傾向などを述べます。

まず、多くの議場において序盤で議場全体での着席討議が行われ、各国が会議の進め方に関する提案をする場となりました。多くの議場において行われた提案は「（移民の）受入国と送出国」や「先進国と途上国」など、参加国を二分して各グループ内で文言を調整した上で最終的なコンバイン（統合）を目指すというものでした。他に、「受入国と送出国、そして中間国」に分かれる提案や、引き続き全体で議論を行おうという提案もありましたが、多くの議場においては上述した二分論が大勢を占め、多くの議場ではその通りに各国が分かれて会議を進めていました。

予選会は1日会議で時間が限られていたこともあり、決議案（Draft Resolution；DR）の作成に向けての全体議論はどの議場においても難航しました。受入国グループ、送出国グループのそれぞれにおいてはGoogle Documentを用いた成果文書の作成はできても、その後のグループ間調整・グループ間交渉ま

うまく行った議場は一つもありませんでした。そもそもの人権観や移民に対する捉え方の違いが顕著な中で、各国の利害をうまく調整する妥協案にたどり着けなかった形です。

このような流れを経て、多くの議場においては 2 本以上の決議案が提出されました。なおこの際、いくつかの議場においては複数の決議案にスポンサーとして登録されていた国がいたことによって決議案自体が受理されないということも起こりました。

2 本以上の決議案が無事に受理された議場における投票については、概ね 2 通りの帰結がありました。一つ目は、グループ間で妥協案にはたどり着けずとも交渉をした結果、受入国グループと送出国グループの双方が投票に向けた交渉を行い、両方の決議案が採択されたパターンです。もう一つは、そもそも決議案の内容がバッティング（矛盾）しており、一方の決議案のみが多数決によって採択されたパターンです。

決議案自体の中身については、多くの議場で「自国がとっている移民政策」をそのまま国連において各国に押し付けるような内容の文言が多く見られました。また、グループとはいえ、そもそも各国を「受入国」と「送出国」の二元論では分けきれないということもあり、グループ内での文言の調整は難航しているところが多く、結局全ての国の言いたいことを詰め合わせた一貫性のない決議案が多く見受けられました。もし実際に国連総会でこのような決議案が通っていたとしても、かなり実効性に欠ける政策が多かったと評価されます。

3. 会議講評

まず、本年度初めて行われたオンラインの 1 日会議での予選会という試みに参加して下さった皆様、またそれを支えて下さった皆様に深く感謝の念を述べさせていただきます。全ての参加者の方が誠実に取り組んで下さったおかげで、多少のトラブルはありつつも 12 議場の会議を全て無事に終えることができました。

会議の内容に関しては、当然 12 議場それぞれに違いはあり、一概に評価をしづらい部分ではありますが、ここでも多くの議場に共通していた点を中心に講評を述べさせていただきます。どの議場でも熱意ある議論・交渉が行われていましたが、いくつか改善できる点もあるように思いました。多くの大使に共通して足りていなかったものとして、次の 3 点が挙げられると考えております。それぞれについて述べていきます。

①「国際連合総会」という議場に対する理解と意識

②会議の帰結に向けた認識と戦略

③会議行動の想定や練度

1 点目に、議場に対する理解と意識が欠けていた大使が多かったように思います。国連において話し合い、そして国際的な枠組みを作ろうとしている会議にもかかわらず、「自国で行っている移民政策」をひたすら主張し続けている大使がとて多く見受けられました。自国の政策と同じことを他国に行わせることになんの国益があるのか、しっかりと考える必要があるでしょう。おそらく多くの国にとって「自国の政策を阻害されない範囲での国際的な枠組みを考える」ことには国益はあれど、「自国の政策を他国にも押し付ける」ことで国益を達成できる国はほとんどなかったものと思われます。さらに、「国際的な枠組み」の中で何をしたいかというところについては、ほとんどの大使があまり考えられて

いなかったように思います。各国単位ではなく、国際社会としてどのような取り組みをしたいのか、させたいのかを考え、議場を有効に活用するという考え方をすれば改善しうるでしょう。

2点目に、会議の帰結に向けた認識及び戦略を固められている大使はほとんどいなかったように思われます。その証左として、会議経過でも申し上げた通りどの議場においても決議案の一本化が行われることはありませんでした。この議題は実際には数年おきに国連総会で扱われていますが、毎回一本化された決議案が提出されてコンセンサスで採択されています。議題の性質上、そもそも意見を対立させたまま強引に多数決で採択したところで決議があまり大きな意味を持たないことを各国大使が認識した上で、歩み寄りを行なっているからでしょう。しかし、今回の模擬国連会議においてはその点に気づいている（あるいは気づいた上で議場に有効に発信できている）大使は少なく、「とりあえずグループでまとまる」「とりあえず対立している国の案を批判する」程度のところで終わってしまう大使がほとんどでした。今回選出した国割の中にあるどの国も、本会議においてなんらかの有意な結論を得ることには肯定的であるように国割を組んでいるので、「どうすれば全ての国との合意につなげられるのか」をしっかりと考えて戦略を練って頂きたかったなど、残念に思います。

3点目に、上述した2点と比べて若干具体的な視点になりますが、会議行動の想定や練度が甘い大使が非常に多く見受けられました。20カ国以上が参加する本会議において、会議の進行方法の段階から意見が分かることは容易に想定できたと思われれます。しかし、まるでそれすら想定外であったかのように自分が持ってきた主張をただ繰り返す大使が多く、相手の意見を踏まえての新規提案や妥協案などを提示できている大使は非常に少なかったです。自分が主張したいこと以外にどのような主張がありうるのか、またそれにどう対応するのかという想定が足りていなかったと思われれます。また、細かいように見える点ではありますが、決議案の要件を満たして提出するという最低限のことすらできていない大使が多く、多くの決議案が受理されずに終わってしまったことは非常に残念です。ここについては経験不足など、様々な要因が挙げられるとは思いますが、全体的に練度が低かったと思います。

簡単ではありますが、以上が私からの予選会についての講評です。画面越しでも参加者の皆様が熱意を持って取り組んでいたことは伝わりました。お疲れ様でした。

4. 投票結果

12議場の投票結果については紙幅の都合上省略いたします。

本選

第 16 回全日本高校模擬国連大会・本選 会議監督 A 議場 田部井淳志
B 議場 田口 蒼依

1. 議題設定

本選の議題は「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」（正確にはその改訂）です。ILO 理事会において既存の宣言を改訂するという変則的な未来会議を設定をしましたが、こちらも予選会の議題と同様、これまで5回ほど ILO 理事会において議論されている議題です。70 年代に第 1 版が採択されてから何度も改訂を加えられつつ、多国籍企業の利用者と労働者、そして各国政府の代表の三者によって多国籍企業に関する理想的な国際的枠組みを規定しています。

グローバル化によって多国籍企業自体が増えていく国際社会の中で、自国にとってどのような関わり方が理想的なのかをしっかりと考えた上で、国際的枠組みを作り替えていくことが求められました。また、今回の模擬国連会議の設定の特徴として、「三者宣言」の改訂ではあるものの議場には政府（国）の代表しかいないということが挙げられます。利用者代表及び労働者代表が存在しない議場においてどのように実効性を保ちながら自国にとって有利な政策を推進するかが問われました。

今回の模擬国連会議において採用した論点は「多国籍企業が提供すべき社会保障について」と「新型コロナウイルス対応における個人データの扱いについて」の 2 つです。前者についてはこれまでの改訂の際にも継続的に話し合われてきた内容ですが、コロナ禍の経済状況や多国籍企業の進出状況の変化に沿ってどのように対応するかが焦点となりました。後者については、プライバシーの権利などの概念が新たに生成しつつある中で、そのような権利基盤をどのように認識するかという各国の見解の相違を超えて、新型コロナウイルス感染対策のための個人データ管理についてどのような枠組みを設定するかという新規の論点を設定しました。

2. 会議経過・成果文書評価

■ 全体

本会議は 2 日間の対面会議で、A 議場と B 議場の 2 議場で同日程で行われました。1 日目の終わりに作業文書（Working Paper；WP）を提出し、2 日目の終わりに提出した決議案（Draft Resolution；DR）を投票にかけるといった形式でした。なお、投票についてはコンセンサス採択（反対がないことを確認する投票形式での採択）のみが認められており、議場全体での合意形成が求められる会議設計にしました（史実の改訂も全てそのように行われています）。

当初は論点ごとに議論・交渉を行うという提案などは随所で見られましたが、どちらの議場においても早い段階で論点を横断しての議論・交渉になりました。以下、各議場での経過について述べます。

■ A 議場

まず、公式討議におけるスピーチでは各国が自国の主張を表明することが多かったです。いくつかの国の大使はコンセンサスの重要性やこの会議の意義などに言及することもありましたが、それが具体的な提案に結びつくことは少なかったように思います。

非公式討議について、1日目ははじめに着席討議が取られました。ここではグルーピングや論点を話し合う順番についての意見が各国によって出され、その意見交換が行われる形となりました。しかし、議長の誘導がありつつも各国歩み寄りに向けた提案はあまりできず、着席討議がその後有効に使われることはありませんでした。その後は1日目は非着席討議が取られ続け、各グループで作業文書の提出に向けて文言交渉が進んでいました。なお、グルーピングについては「途上国」グループが2つ、「先進国」グループが2つできた他、「独立国」なるグループも一つできていましたが、何を理由に途上国・先進国を2つに分けたのかが不明瞭なほか、「独立国」グループもまとまりに欠けているように見えました。1日目は計5本の作業文書を受理しました。

2日目は冒頭から非着席討議が繰り返され、着席討議をする議長の提案もありましたが最後まで着席討議が取られることはありませんでした。結果的に会議の終盤までグループ内調整やグループ同士の融合が進められ、最後まで3グループが残ったままそれぞれが決議案を提出する流れとなりました。決議案は3本全て受理し、うち2つが反対国があり採択されず、1つのみが受理される形となりました。しかし、受理された1つもほとんどの条文が無効であり、わずかに1条文新規文言が追加されるだけでした。

■ B 議場

全体を通して、公式討議におけるスピーチでは、各国大使によるスタンスの表明や本会議における目標や重要視している点についての共有がなされました。1日目の非公式討議では、冒頭に着席討議が行われました。1カ国30秒間の発言の機会が与えられ、各論点に関する自国のスタンスや今後の交渉の進め方についての様々な提案がなされました。1日目の残りの非公式討議は、すべて非着席討議によって交渉が進められました。非着席討議中は、着席討議における議論を踏まえて、グループ形成と、グループ内での議論や文言案作成などが行われました。EUを含む先進諸国グループ、中南米諸国グループや、地域にとらわれないグルーピングなどが見られました。1日目は計4本の作業文書を受理しました。

2日目は、1日目の議論や作業文書の内容を踏まえて、さらに交渉が進められました。1日目に受理していた作業文書は、2日目の午前中に4本すべて公式文書として提出されました。非公式討議の中盤では着席討議も行われ、交渉の経過や作成している文書案の内容について、各グループの代表者からの報告と意見の共有がありました。最終的に、計2本の成果文書案を受理しました。両者ともコンセンサス採択にかけられましたが反対国があり採択されず、本議場としては多国籍企業宣言の改定は行われないう帰結になりました。

3. 会議講評

両議場に共通して、予選会と同様に練度の低さが窺える会議でした。会議の有効な帰結を見据えている大使はほとんどおらず、それに伴って会議の帰結も各国満足のいかない形になったものと思われます。

予選会と異なっていた点として、予選会を勝ち上がった各大使の自国理解については比較的質が高くなっていたように思います。提案する政策についても、ILO で策定するこの多国籍企業宣言の持つ効果などを考慮に入れたものは多く、評価できました。また、各議場においてわずかながら帰結に向けた意識を持っていた大使もいたようですが、その具体性や求心力の低さ故に上述したように各国満足のいかない帰結になったように思われます。

4. 投票結果

今会議では無記名コンセンサス投票を行ったため、結果の表記は省略いたします。

5. 成果文書

以下は A 議場において提出された決議案の一つです（この決議案は反対国があり否決されました）。

**ILO Governing Body**Distr.: General
14 November 2022

Original: English/Japanese

346th session**Sponsors: Belgium, Croatia, Italy, Portugal, Republic of Korea, Romania, Spain, Uganda, and United Kingdom****Tripartite declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy**

22. Governments should establish and maintain social protection floors as a fundamental element of their national social security systems; and implement social protection floors within strategies for the extension of social security that progressively ensure higher levels of social security to as many people as possible, guided by ILO social security standards. Social partners could play a role in promoting these policies. Multinational and other enterprises should complement public social security systems and help to stimulate further their development, including through their own employer sponsored programmes.

69. Governments should give priority to extending social security to areas which have not been covered by their own social security systems, and other supporting actors including multinational enterprises should give top priority to these areas.

70. Multinational enterprises should ensure a high standard of social security to their employees, and progressively expand the subject of social security to a wider range such as the regions of business, and promote the advancement of social security in accepting countries through such policies. In return, home countries of multinational enterprises should advantage such enterprises through tax benefits.

71. Acknowledging the substantial social and financial influence of multinational enterprises and their potential to help stimulate the development of social security systems in nations, the research, debate and promotion of the advancement of social security through multinational enterprises by governments, multinational enterprises and other concerned organizations is highly welcomed.

72. Governments should establish systems to certify multinational enterprises that provide or promote social security in their respective nations in accordance to standards defined by the ILO.

73. Governments could give preferential treatment through taxation or other means to multinational enterprises that take the following measures when a government decides that social security in its country is inadequate and requires the cooperation of multinational enterprises.

Tripartite declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy

74. Closely connected to the individual's right to privacy, personal data of workers is included in the protection of human rights, and the government, multinational enterprises, or every other entity that owns personal data has the responsibility to protect, respect, and handle this based on Article 10.

75. The government, corporations including multinational enterprises, and every other subject should take note of the following items that determine the processing of multinational enterprises' employees' health data, especially about what subjects should protect the data,

- a. Affirming that countries accepting multinational enterprises have the responsibility to protect the health data of everyone living in the country,
- b. Multinational enterprises can collect health data if accepted by individuals.

76. Acknowledging that the standards of such applications prove difficult for some governments, multinational enterprises and the home countries of salient multinational enterprises in the nation can provide support such as the substitution of the task and provision of technical or financial assistance, which should be decided on by negotiation between concerned nations and conducted under the agreement of those nations.

77. Personal data means all kinds of information about individuals (especially including elements below) and the government, corporations including multinational enterprises, or every other subject that owns that of workers have the responsibility to protect it,

- a. Name,
- b. Address,
- c. Nationality,
- d. Passport information,
- e. Primary factors about physical, financial, cultural, and social uniqueness.

78. During the COVID-19 pandemic, health data of workers such as the presence of infection and the record of intensive contact apply to the physical uniqueness mentioned above and the government, corporations including multinational enterprises, and every other subject have the responsibility to protect this as personal data.

79. Multinational enterprises should have the following responsibilities in terms of protecting personal data of workers,

- a. The responsibility for establishing technical and organizational systems to ensure appropriate processing of personal data through encryption of personal data, maintenance of system confidentiality, etc.

- b. The responsibility for keeping a record of the purposes for which personal data is processed and the types of personal data processed in each case.
- c. The responsibility for notifying national supervisory authorities or the individual and handling appropriately in the event of a personal data breach.

80. Every act on personal data such as collecting, recording, editing, and using them is called "processing" and the government, corporations including multinational enterprises, and every other subject that protects personal data of workers should not process them without the permission from the person himself. However, for the public benefits or needed for the other person, data can be processed without the permission.

81. When protecting personal data of workers, the government, enterprises including multinational enterprises, and every other subject protecting them should comply with the following principles,
- a. Personal data should be processed at a legal, fair, and transparent state in relation to the person in question,
 - b. Personal data must be collected for a clear purpose and usage off-purpose is prohibited,
 - c. Processing of personal data must be limited to the minimum scope for the purpose,
 - d. Personal data must be maintained precise and up to date.

82. Multinational enterprises should take appropriate measures through compensation for damage to the individual, economic sanctions to them, when they offend the domestic laws or standards about personal data protection of workers.

83. Multinational enterprises should grant individuals the following rights in the protection of personal data of workers,
- a. The right to access the status of personal data protection and one's own personal data,
 - b. The right to request correction of inaccurate personal data or erasure of unnecessary personal data,
 - c. The right to object to the processing of personal data without one's consent.

84. Each government should carry out financial, technological, and legislation support for developing countries and others that need them in order to the establishment of a personal data management system for workers and the support should be complemented by the multinational enterprises.

85. The provision and promotion of social security by multinational and other enterprises should be constantly under audit, review and assessment.

【受賞校一覧】

最優秀賞

- A 議場: Belgium 大使 灘高等学校 A チーム
B 議場: India 大使 渋谷教育学園幕張高等学校 A チーム

優秀賞

- A 議場: Mexico 大使 西大和学園高等学校 A チーム
Cameroon 大使 聖心女子学院高等科 B チーム
B 議場: Ecuador 大使 海城中学高等学校 A チーム
Colombia 大使 渋谷教育学園渋谷高等学校 A チーム

ベスト PPP 賞

- A 議場: Australia 大使 光塩女子学院高等科 A チーム
B 議場: Portugal 大使 大妻高等学校 B チーム



担当国一覧

【A 議場】

国名	学校名
Algeria	早稲田大学本庄高等学院 A チーム
Argentina	山形県立米沢興譲館高等学校 A チーム
Australia	光塩女子学院高等科 A チーム
Bangladesh	白百合学園中学高等学校 A チーム
Belgium	灘高等学校 A チーム
Brazil	さいたま市立大宮国際中等教育学校 A チーム
Cameroon	聖心女子学院高等科 B チーム
Canada	ヴィアートル学園洛星高等学校 A チーム
Chile	東京農業大学第一高等学校 A チーム
China	西大和学園高等学校 B チーム
Colombia	東京学芸大学附属国際中等教育学校 A チーム
Croatia	山梨県立甲府西高等学校 A チーム
Czech Republic	桐蔭学園中等教育学校 A チーム
Dominican Republic	鎌倉女学院高等学校 A チーム
Ecuador	東京都立小石川中等教育学校 A チーム
France	久留米大学附設設高校 A チーム
Gabon	さいたま市立浦和高等学校 A チーム
Germany	伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校 B チーム
Guatemala	大阪府立咲くやこの花高等学校 A チーム
India	東京女学館高等学校 A チーム
Indonesia	三輪田学園高等学校 A チーム
Italy	三輪田学園高等学校 B チーム
Japan	幸福の科学学園関西高等学校 A チーム
Laos	小林聖心女子学院高等学校 A チーム
Malaysia	桐蔭学園中等教育学校 B チーム
Mexico	西大和学園高等学校 A チーム

Morocco	国際基督教大学高等学校 B チーム
Nigeria	聖心女子学院高等科 A チーム
Pakistan	岡山県立倉敷青陵高等学校 B チーム
Portugal	慶應義塾湘南藤沢高等部 A チーム
Republic of Korea	松本秀峰中等教育学校 A チーム
Romania	清泉女学院高等学校 A チーム
Russian Federation	山形県立米沢興譲館高等学校 B チーム
Saudi Arabia	桐朋高等学校 A チーム
Senegal	新潟県立直江津中等教育学校 A チーム
Spain	富士見中学校高等学校 A チーム
Sweden	灘高等学校 B チーム
Uganda	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校 A チーム
United Kingdom	海陽中等教育学校 A チーム
United States	山梨県立甲府第一高等学校 B チーム

【B 議場】

国名	学校名
Algeria	桜蔭高等学校 B チーム
Argentina	岐阜県立岐阜高等学校 A チーム
Australia	新潟明訓高等学校 A チーム
Bangladesh	立教新座中学校・高等学校 A チーム
Belgium	神奈川大学附属中・高等学校 A チーム
Brazil	駒込高校 A チーム
Cameroon	江戸川学園取手高等学校 A チーム
Canada	渋谷教育学園幕張高等学校 B チーム
Chile	東京都立武蔵高等学校 A チーム
China	南山高等学校 女子部 B チーム
Colombia	渋谷教育学園渋谷高等学校 A チーム
Croatia	山形県立東桜学館中学校・高等学校 A チーム

Czech Republic	浅野高等学校 B チーム
Dominican Republic	青翔開智高等学校 A チーム
Ecuador	海城中学高等学校 A チーム
France	豊島岡女子学園高等学校 A チーム
Gabon	青山学院高等部 B チーム
Germany	兵庫県立兵庫高等学校 B チーム
Guatemala	静岡県立浜松北高等学校 A チーム
India	渋谷教育学園幕張高等学校 A チーム
Indonesia	岐阜県立岐阜高等学校 B チーム
Italy	駒場東邦中学校・高等学校 B チーム
Japan	不二聖心女子学院高等学校 A チーム
Laos	浅野高等学校 A チーム
Malaysia	開智高等学校 B チーム
Mexico	渋谷教育学園渋谷高等学校 B チーム
Morocco	新潟明訓高等学校 B チーム
Nigeria	神奈川県立厚木高等学校 A チーム
Pakistan	頌栄女子学院高等学校 A チーム
Portugal	大妻高等学校 B チーム
Republic of Korea	サレジオ学院高等学校 A チーム
Romania	逗子開成高等学校 B チーム
Russian Federation	東大寺学園高等学校 A チーム
Saudi Arabia	麻布高校 A チーム
Senegal	群馬県立中央中等教育学校 A チーム
Spain	桜蔭高等学校 A チーム
Sweden	南山高等学校 女子部 A チーム
Uganda	静岡県立浜松北高等学校 B チーム
United Kingdom	清教学園高等学校 A チーム
United States	東大寺学園高等学校 B チーム

基調講演

講師（敬称略） ILO 駐日代表 高崎 真一

今年度の基調講演では、高崎様より、「『ビジネスと人権』と多国籍企業宣言」というテーマでご講演いただきました。

ILO や多国籍企業宣言など「ビジネスと人権」という文脈において非常に重要な事柄の説明に始まり、資本主義という仕組みの中で企業の社会貢献への考え方がどう変化していったのかという歴史、そして私たちが今できることは何なのかという身近な内容まで、幅広くお話しいただきました。

グローバル・クラスルーム日本協会会員名簿

(2022年12月現在 敬称略、順不同)

【アドバイザー】

明石 康 (特別顧問)
(公益財団法人京都国際会館理事長/元国連事務次長)

【評議員】

星野 俊也 (代表理事)
(日本模擬国連 OB/大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授/前国際連合日本政府代表部大使・次席常駐代表)

竹林 和彦
(早稲田実業学校教諭)

紀谷 昌彦
(日本模擬国連 OB/東南アジア諸国連合日本政府代表部在勤特命全権大使)

中村 長史
(日本模擬国連 OB/東京大学大学院総合文化研究科特任助教)

澤田 宏
(岐阜県立岐阜高等学校教諭)

米山 宏
(公文国際学園中高等部教諭)

【運営会員】

高田 陽一郎 (事務総長)
(慶應義塾大学環境情報学部 3年)

三浦 紘 (事務次長/選考主査)
(慶應義塾大学経済学部経済学科 3年)

西田 翔 (副事務総長/派遣担当主査)
(慶應義塾大学法学部政治学科 2年)

大久保 慶隆 (主計次長)
(慶應義塾大学総合政策学部 1年)

山内 梨々花 (副事務総長)
(上智大学法学部法律学科 2年)

持松 進之介 (選考主査)
(慶應義塾大学経済学部経済学科 2年)

田部井 淳志 (研究次長)
(東京大学工学部計数工学科 3年)

田口 蒼依 (地方展開主査)
(慶應義塾大学商学部商学科 3年)

佐藤 茜音 (広報次長)
(青山学院大学国際政治経済学部国際政治学科 2年)

市川 茉由子 (委員)
(明治学院大学文学部英文学科 2年)

伊藤 碩 (委員)
(東京理科大学工学部建築学科 1 年)

森脇 優 (委員)
(京都大学教育学部 1 年)

川崎 莉音 (委員)
(東京大学法学部 3 年)

後藤 慧 (研究)
(東京大学教養学部文科二類 1 年)

清原 萌香 (委員)
(上智大学法学部法律学科 1 年)

近藤 紀仁 (研究)
(早稲田大学政治経済学部政治学科 3 年)

田中 愛莉 (委員)
(山形大学人文社会学部人文社会学科 1 年)

丹後 向日葵 (研究)
(早稲田大学国際教養学部国際教養学科 2 年)

羽山 雄貴 (委員)
(宇都宮大学工学部基盤工学科 1 年)

出口 啓貴 (研究)
(早稲田大学政治経済学部 2 年)

丸小野 成輝 (委員)
(東京大学教養学部理科三類 1 年)

お問い合わせ

一般社団法人グローバル・クラスルーム日本協会 / Japan Council for Global Classrooms

〒105-0014. 東京都港区芝 3 丁目 25 番 2 号 316

Web: www.jcgc-mun.org

Mail: contact@jcgc-mun.org



編集・発行

一般社団法人グローバル・クラスルーム日本協会

発行年月日

2023年1月